

インボイス発行事業者の登録をやめようとするときは

**適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書**

提出  
時期

登録の取消しを求める課税期間の  
初日から起算して 15 日前の日まで

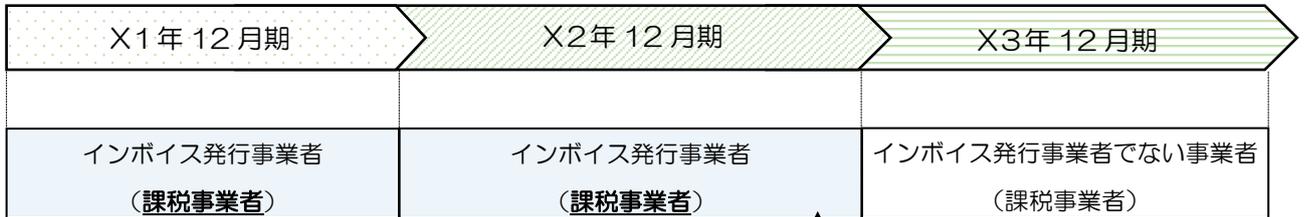
インボイス発行事業者の登録を取りやめる場合には、「**適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書**」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

登録の効力は、提出日の属する課税期間の翌課税期間の初日に失われます。

ただし、翌課税期間の初日から起算して15日前の日を過ぎて当該課税期間の末日までに提出した場合には、**翌々課税期間の初日**に登録の効力が失われます。

郵送により提出する場合の提出先は、各国税局（沖縄国税事務所を含みます。）のインボイス登録センターとなります。

○ 個人事業者や 12 月決算の法人が、**X3 年 1 月 1 日**から登録を取りやめたい場合



X3 年 1 月 1 日から登録を取りやめるには、**X2 年 12 月 17 日**までに提出。同日を過ぎて**X2 年 12 月 31 日**までに提出した場合は、**X4 年 1 月 1 日**から登録の効力が失われます。

登録取消  
届出書

- \* 登録に係る経過措置の適用を受け登録を受けた場合（令和 5 年 10 月 1 日を含む課税期間中に登録を受けた場合を除きます。）は、原則として登録開始日以後 2 年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間について、登録を取りやめたとしても、免税事業者となることはできません。
- \* 「消費税課税事業者選択届出書」を提出した事業者が、インボイス発行事業者の登録の効力が失われた後の課税期間について、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下であるなどの理由により事業者免税点制度の適用を受ける（免税事業者に戻る）ためには、その適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要があります。